

3 墨福生第 号
令和3年 月 日

先生/女士様

墨田区长 墨田区长

新冠肺炎生活贫困者自立支援金支給決定通知書

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

令和3年 月 日申請の新冠肺炎生活贫困者自立支援金，決定如下：

令和3年 月 日付けで申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記のとおり決定したので
通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|----------|----------|
| 1 | 支払金額支給額 | 毎月支払金額月額 | 日元円 |
| 2 | 支払期間支給期間 | 从令和3年 月 | 令和3年 月から |
| | | 到令和3年 月 | 令和3年 月まで |

*有背面裏面もあります。

(注意事項)

1 在领取期间，必须满足以下条件，如有违反，我们会中止支付。

本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。

① 一个月一次以上，接受自立咨询支援部门或区的面试。

毎月1回以上、自立相談支援機関又は区の面接等の支援を受ける。

***但是，以提交自立咨询支援机关咨询确认为前提可视为接受面试。**

※ただし、自立相談支援機関相談確認書の提出をもって自立相談支援機関の面接等を受けたこととします。

② 每月两次以上，接受在公共职业介绍所职业咨询。

毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。

② 原則一周一次以上，应聘，接受面试。

原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

※但申请生活保护，其申请没被批准期间不限在内。

※ただし、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

在领取期间，必须每月向区役所提交

- 1 求职活动等状况报告书（第4号样式），
- 2 ①确认条件的自立咨询支援机关咨询确认书（第4-1号样式），
- 3 ②确认条件的公共职业介绍所职业咨询确认票（第4-2号样式）及
- 4 ③确认条件的自立支援常用就业活动情况报告（第4-3号样式）。

本給付金の給期間中は、毎月、区に、求職活動状況報告書（第4号様式）①の要件確認のために自立相談支援機関相談確認書（第4-1号様式）、②の要件確認のため公共職業安定所における職業相談確認票（第4-2号様式）及び③の要件確認のため自立支援金常用就職活動状況報告書（第4-3号様式）を提出してください。

2 若在领取期间，找到工作的话，须提交常用就业书（第5号样式），并且每月向区役所提交能判断收入的文件。

本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第5号様式）」を提出してください。また、この報告を行って以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、区に提出してください。

3 希望咨询生活保护时，请看附在信封中的生活保护指南的小册子。

生活保護の相談を希望される場合は、同封されている、「生活保護制度のご案内」をご覧ください。